

2023年1月20日

各 位

津山信用金庫

### 元職員による不祥事件に関する追加報告について

2021年10月13日に公表いたしました元職員による不祥事件により、被害に遭われたお客さまをはじめ、日ごろからご愛顧やご支援を賜っております当金庫をご利用のお客さま、会員の皆さま、ならびに地域の皆さま方に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めまして心から深くお詫び申し上げます。

元職員は逮捕・起訴され公判が行われておりましたが、刑事裁判の判決が確定したこと等から下記のとおり追加報告をいたします。

なお、刑事裁判にて審理された事件以外におきましても、当金庫の内部調査等により被害に遭われたと判断できるお客さまが判明しておりますが、当金庫は被害に遭われたお客さまに弁済した被害金額を元職員に民事裁判にて賠償請求しており、現在、係争中であることから、刑事裁判にて審理された事件以外につきましては、開示は差し控させていただきます。

当金庫は、今般の不祥事件を厳粛に受け止め、二度とこのような事態が発生しないよう、倫理道德教育はもとよりコンプライアンス管理態勢・業務管理監督態勢におきましても、第三者の監修のもと抜本的見直しを行いました。今後におきましては、特に幹部職員の検証態勢を強化するとともに、業務の適切な遂行について実効性が確保できるよう間断なく取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 不祥事件の概要

事件の概要	融資の契約時等に手数料や保証料が必要であると偽って現金を詐取し、遊興費や生活費等に使用していました。
発生店舗	本店・美作支店
発覚日	2021年7月26日
事故者	支店長代理（渉外担当・30代男性）
発生期間	2018年5月31日～2021年7月26日
事故金額	1,122,115円（被害者は6顧客、11件）
判決内容	懲役3年・執行猶予4年 ※事故者は裁判において1顧客に対する5件の犯行について否認していましたが、裁判所の判決は全ての犯行について有罪としました。 ※事故者は控訴することなく、判決確定日は2022年9月6日になります。

#### 2. 被害に遭われたお客さまへの対応（※起訴された事件以外で被害に遭われたお客さまへの対応を含む）

被害に遭われたお客さまに対しましては、事実関係を説明し被害の状況を確認したうえで、当金庫が元職員に代わり被害金額を弁済いたしました。

なお、当金庫は被害に遭われたお客さまに弁済した金額を元職員に民事裁判にて賠償請求しております。ただし、元職員は刑事裁判において有罪の判決を受けた事件について、法務局に

て供託手続きを行っていることから、今後、供託金は当金庫が元職員に代わり弁済した被害金額に回収・充当する予定です。

### 3. 主な再発防止策

今般の不祥事件を厳粛に受け止め、元職員が関与した取引の確認や被害に遭われたお客さまへの聞き取り等による原因を調査したうえで、コンプライアンス遵守態勢再構築委員会（2021年11月から2022年5月まで開催）にて第三者の監修も踏まえ、業務フローや牽制機能等について原因分析を行い、業務の適切な遂行について実効性が確保できるよう再発防止策を策定し実施しております。主な再発防止策は以下のとおりです。

#### (1) コンプライアンス教育の強化

金融機関職員に求められる倫理・規律意識の醸成などを目的として、研修プログラムに基づき、倫理道德教育をはじめとしたコンプライアンス研修内容の充実・強化を図っていきます。

#### (2) 当金庫の営業姿勢の確認

当金庫職員がお客さまから預金のお預入れ・お引出し、お振込み、個人年金・投資信託等の金融商品ご購入などのご依頼を受け、現金・通帳・証書などをお預かりする際には、必ず所定の「預り証」または「領収書」を交付することや、「各種手数料一覧表」に記載していない手数料はお預かりしないこと等、当金庫の営業姿勢（お客さま対応姿勢）について、店内・ATMへのポスターの掲示やチラシの手交、そして、新規のお取引の際はお客さまに対し面前にて確認していきます。

#### (3) 融資案件処理の相互牽制

融資案件の申込受付、融資実行後に担当した職員以外の責任者がお客さまに契約内容等を再度説明する等、相互牽制の強化を図っていきます。

#### (4) 身上把握の強化

所属長による部門職員との面談を通じた身上全般に係るヒアリング、および職員の借入調査の実施方法を改善し、実態把握の強化を図っていきます。

#### (5) 店内検査および内部監査による牽制機能の強化

店内検査項目に再発防止策を追加し、各部店における店内検査の正確性を確認するために、本部から営業店に臨店し店内検査を監督・実施するとともに、四半期毎の内部監査実施により再発防止策の実施状況を厳格に確認することにより、店内検査および内部監査の牽制機能の強化を図っていきます。

#### (6) 再発防止策のモニタリング機能の強化

再発防止策を含め、不正の未然防止・早期発見に資するため、ルールの遵守状況や業務管理監督態勢について、内部監査および店内検査による牽制機能とモニタリング機能を強化するとともに、コンプライアンス委員会にてコンプライアンス・プログラムに則り、再発防止策の遂行状況を検証するなど実効性の強化を図っていきます。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

津山信用金庫 経営管理部（担当者 浦上・松田）

電話番号 0868-22-4124

受付時間 平日9:00～17:30

以上